

○財務省令第三十九号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第三条第二項、第六条の二第二項、第十一条第一項及び第三項、第十一条の五第一項、第十八条の四第一項第三号、第十八条の十第二項第三号、第二十一条並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条 外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第四条第一項中「掲示する方法」の下に「又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その

他の方法（第二十八条第一号において「揭示等」という。）を加える。

第五条第二項中「若しくは暗号資産の管理に関する契約」を「（法第二十条第一号に規定する預金契約をいい、法第二十条の二第一号に規定する電子決済手段等の管理に関する契約を含む。第十二条において同じ。）」に、「若しくは暗号資産の貸借契約」を「（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約を含む。）」に改める。

第六条の見出し中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改め、同条第一項中「暗号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者）」を「電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等）」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等（法第十条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改める。

第七条第一項中「法第十七条の二第二項（法第十七条の三及び第十七条の四）」を「法第十七条の二第二項（法第十七条の三、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項）」に、「法第十七条（法第十七

条の三及び第十七条の四」を「法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四第一項）に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改め、同条第二項中「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第八条第一項第一号ヨ中「暗号資産」を「電子決済手段等」に、「第十一条の五第一項第二号」を「第十一条の五第一項第一号の二」に改め、同号タ中「第二号」を「同項第一号の二」に改め、同条第四項中「第十八条の六」を「第十八条の六第一項」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に改める。

第八条の二第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に、「暗号資産の管理」を「電子決済手段等の管理」に改める。

第十一条第一項中「揭示する方法」の下に「又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法（第二十八条第五号において「揭示等」という。）」を加え、同条第二項中「暗号資産交換業

者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第十二条第一項第一号中「（法第二十条第一号に規定する預金契約をいい、法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含む。）」を削り、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第十二条の三第一号中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第十二条の六第一項第一号イ中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第二章中第十五条の次に次の一条を加える。

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

第十五条の二 令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

第二十七条の二及び第二十七条の三第一項中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第二十八条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号

中「揭示」を「揭示等」に改め、同号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四条第一項に規定する揭示等に関する事務

附則第十二条を削る。

別紙様式第二の様式中「暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産）や「電子決済手段等（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等）」並びに「暗号資産以外」や「電子決済手段等以外」並びに「暗号資産交換業者」や「電子決済手段等取引業者等」並びに「暗号資産の移転」や「電子決済手段等の移転等」に代り、別紙様式第五の様式中「法第20条の2」や「外国為替及び外国貿易法第20条の2」並びに「暗号資産取引」や「電子決済手段等取引」並びに「暗号資産の数量」や「電子決済手段等の数量」並びに「暗号資産交換業者」や「電子決済手段等取引業者等」並びに「暗号資産の移転」や「電子決済手段等の移転等」に代り、別紙様式第六から第十四号の様式中「暗号資産交換業者」や「電子決済手段等取引業者等」並びに「暗号資産の移転」や「電子決済手段等の移転等」に代り、

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正)

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令(平成十年大蔵省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号へ及びト中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、同号チ中「暗号資産の売買」を「電子決済手段等の売買」に、「他の暗号資産」を「他の電子決済手段等」に、「暗号資産交換業者(資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者)」を「電子決済手段等取引業者等(法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等)」に改める。

第六条を次のように改める。

#### 第六条 削除

第七条第一項中「金融商品取引業者及び届出者が」を「及び金融商品取引業者(法第二十二条の二第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)」が「金融商品取引業者及び届出者は」を「及び金融商品取引業者は」に改める。

第九条第二項中「行った居住者」の下に「(銀行等及び金融商品取引業者に限る。以下この項、第十条

第四項及び第十一条第三項において同じ。」を加える。

第十三条第五項及び第六項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第三十六条の二第一項中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第三十八条第二号を次のように改める。

## 二 削除

別紙様式第一及び第二の様式中「暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産）」を「電子決済手段等（法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等）」に、「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、別紙様式第六から第八までの様式を次のように改める。

別紙様式第六 削除

別紙様式第七 削除

別紙様式第八 削除

別紙様式第二十三の様式中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改め、別紙様式第二十四の様式中「暗

中置座」を「電子決済手段等」に、「4.」を「4.その他」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定及び第二章中第十五条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の外国為替に関する省令第七条の規定の適用については、同条第一項中「、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」とあるのは「及び第十七条の四第一項」とする。

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二



十三及び第二十四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

4 この省令の施行の際現に行われている改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第一項、第五項及び第七項の規定による届出は、施行日の前日限り、その効力を失う。